

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	森林組合等が森林経営事業を行うために森林を取得する場合の課税標準の特例措置の創設		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>森林組合法第26条に基づき、経営意欲を失った森林所有者等から森林を取得し、さらに、当該森林について（又は周辺の森林と一体として）森林経営計画を作成し、森林法第11条の市町村長の認定を受けた場合について、不動産取得税を軽減する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>不動産取得税の課税標準額の2分の1を控除する。</p>		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	<p>[初年度] ▲16（－） [平年度] ▲16（－）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>林業の成長産業化を実現するためには、国産材の安定供給体制の構築を図ることが喫緊の課題であり、効率的な森林経営を確立し安定的な木材供給を行うためには、小規模・零細な所有構造である森林の施業を集約化していくことが不可欠である。</p> <p>この施業の集約化については、森林組合が、森林所有者から主として施業の委託を受けることにより行っているが、近年、高齢化等により経営意欲を失った森林所有者が、森林の手入れを行わないまま、施業の集約化に参画することもなく、森林を手放したいとする例が増加しており、森林の荒廃や多面的機能の低下が懸念されている。</p> <p>このような状況の下で、施業の集約化及び森林経営計画の主たる作成主体である森林組合が、施業集約化を進めていく中で森林を一体的に整備し効率的な施業を行うため経営意欲のない森林所有者等の森林を取得すること、また、手入れの行き届かない森林を取得しその多面的機能を維持するためその森林及び周辺の組合員からの受託森林と併せて森林経営計画を作成して整備することを推進していくことが必要である。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>上述の施業の集約化の推進及び手入れの行われていない森林の解消を図っていくためには、現に施業の集約化の主たる担い手であり、また、組合員を通じて地域の森林の事情に精通している森林組合が中心的な役割を担っていく必要がある。</p> <p>この際、森林組合には、森林組合法第26条において、森林の公益的機能の確保（森林の保続培養及び森林生産力の増進）を目的として自ら森林を経営すること（森林経営事業）が認められていることから、森林組合が、経営意欲のない森林所有者等の森林を取得した上で、施業集約化を進めるとともに、森林の保全・管理を行っていくことが有効である。</p> <p>こうした中で、森林の取得に必要な資金に係る金融措置、境界の明確化や森林経営計画作成等に係る予算措置による支援を講じているが、これらと併せて、森林組合等が施業集約化を進めていくために必要な森林を取得することによる負担の軽減、また、手入れの行われていない森林を取得し周辺森林と一体として施業を集約化して整備を行う際の負担の軽減を図るため、不動産取得税の軽減措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展</p>
	政策の達成目標	施業集約化等の推進に係る目標として、平成 32 年度の民有林における森林経営計画の作成率（計画作成面積／全国の民有林面積）を 80%とする目標を設定している。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	平成 29 年度の民有林における森林経営計画の作成率を 59%とする。
	政策目標の達成状況	平成 26 年度の民有林における森林経営計画の作成率は 28%となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	森林組合による森林取得の見込み（推計）：650 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、森林組合等が、森林の経営や施業を行う意欲がない森林所有者等から森林を引き取ることを支援することで、森林組合が取得した森林単独又はその周辺の森林と合わせた森林経営計画の作成が促進され、また計画の内容としても効率の向上した施業集約化が見込め、地域の森林の長期的・安定的な管理・経営が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	登録免許税の税率の軽減措置を要望中
	予算上の措置等の要求内容及び金額	森林整備地域活動支援交付金、森林環境保全直接支援事業等
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、森林経営計画の作成に対する支援や当該計画に基づく森林整備に係る補助である。 一方、本要望による税制特例措置は、森林組合等が森林経営事業のために必要な森林を取得する際の負担を軽減しようとするものであり、目的は異なる。
	要望の措置の妥当性	地域の森林の長期的・安定的な管理・経営の促進のため、組合員（森林所有者）を通じて地域の森林の事情に精通している森林組合等が、施業集約化の推進及び手入れの行われていない森林の解消に向けて森林経営事業を実施するに当たり、森林を取得する際の負担を軽減する措置が必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—